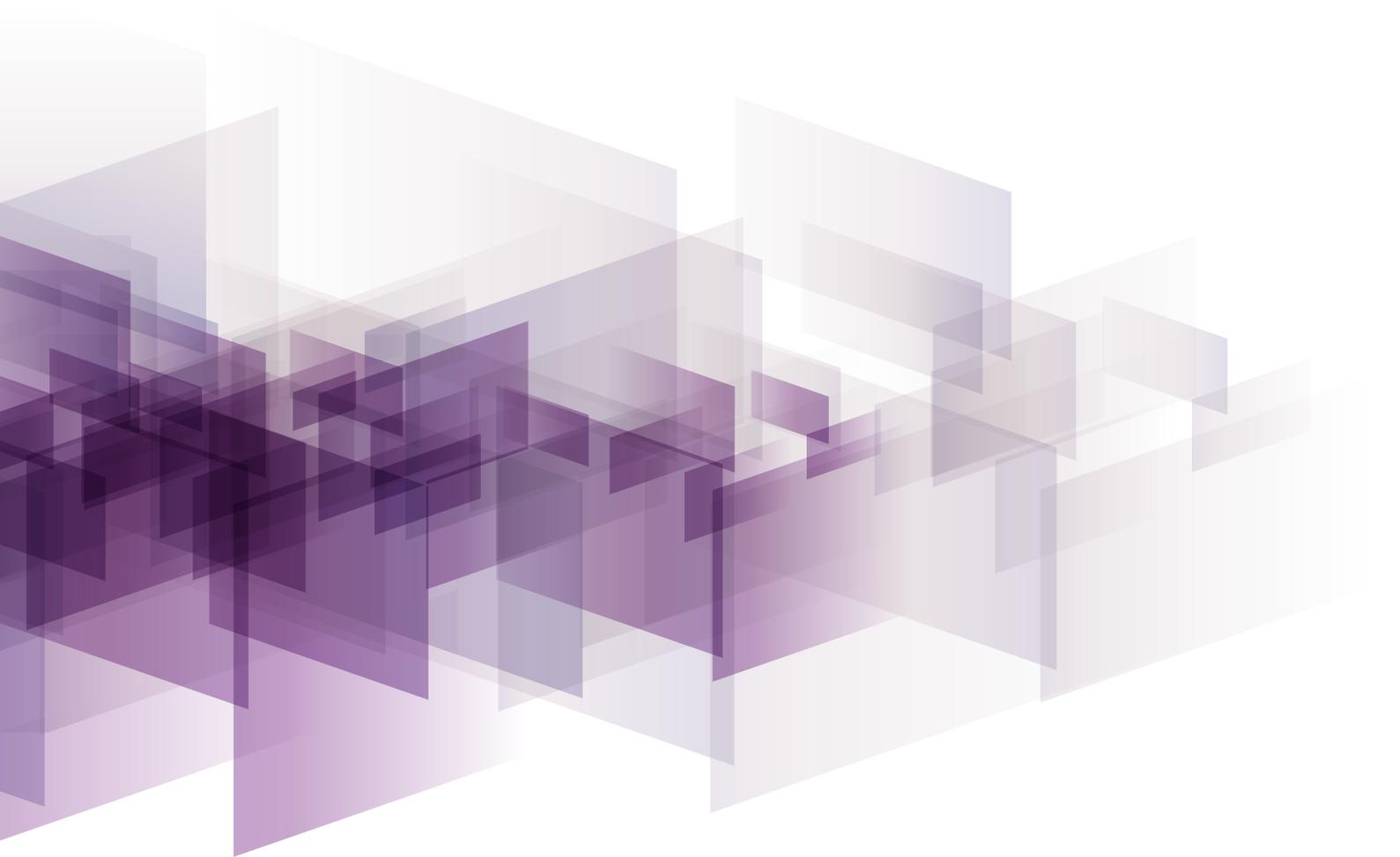


ODA評価

年次報告書 2025



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

目次

| | |
|---|----|
| ❖ ODA 評価とは？ | 03 |
| <hr/> | |
| ❖ 2024 年度外務省 ODA 評価のまとめ | 05 |
| 開発の視点からの評価 | 05 |
| 外交の視点からの評価 | 06 |
| 提言・教訓 | 07 |
| <hr/> | |
| ❖ 2024 年度外務省 ODA 評価結果 | 08 |
| 「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」を中心とした ASEAN 連結性支援の地域別評価 | 08 |
| ネパール国別評価 | 10 |
| 新型コロナウイルス感染症対策支援の評価 | 12 |
| 「平成 30 年度対ジブチ無償資金協力（経済社会開発計画）」の評価 | 14 |
| <hr/> | |
| ❖ ODA に関するその他の評価 | 16 |
| 政策評価法に基づく評価 | 16 |
| 各省庁による評価 | 16 |
| 国際協力機構（JICA）による評価 | 17 |
| 被援助国政府・機関などによる評価 | 17 |
| ODA 評価ワークショップ | 17 |

| | |
|--|----|
| ❖ 外務省 ODA 評価結果フォローアップ | 18 |
| 2024 年度提言への対応策 | 18 |
| 2023 年度提言への対応策の実施状況 | 21 |
| コラム OECD-DAC 開発評価ネットワーク (EvalNet) と我が国の協力 | 25 |

| | |
|--------|----|
| ❖ 編集後記 | 26 |
|--------|----|

| | |
|------------|----|
| ❖ 関連ウェブサイト | 27 |
|------------|----|

ODA 評価とは？

日本は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献することを目的に開発協力を推進しています。そのための公的資金による援助が ODA（Official Development Assistance（政府開発援助））で、ODA の実施状況とその効果を確認し、分析する作業が ODA 評価です。

ODA 評価の目的は 2 つあります。1 つは、ODA の実施状況や効果の検証により、ODA をより効果的かつ効率的なものに管理・改善することです。もう 1 つは、評価結果を公表することで、国民への説明責任を果たすとともに国民の理解を促進し、その支持を得ることです。2023 年 6 月に改定された開発協力大綱でも、ODA 評価について、「協力の効果・効率性の最大限の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、（中略）適切に…評価を行う」と謳われています。

日本の ODA 評価は、2002 年に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）に先立つ 1975 年から着実に実施されており、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）をはじめとする国際的な ODA 関連機関による評価基準や実践を踏まえ、その方法を発展させてきました。

この年次報告書は、政策評価法に基づく評価とは別に、外務省大臣官房 ODA 評価室が独自に実施する ODA 評価（第三者評価）を扱っています。

実施体制

日本の ODA は、外務省が政策を企画・立案し、個々の事業の実施は主に独立行政法人国際協力機構（JICA）が担っています。ODA の評価についても、外務省と JICA が相互に連携しながら役割を分担して実施しています。

現在、外務省は、主に ODA の政策を対象とした評価を外部の有識者などに委託する第三者評価の形で実施しています。一方、JICA は、自らが実施を担う個々の事業を対象とした評価を中心に実施しています。

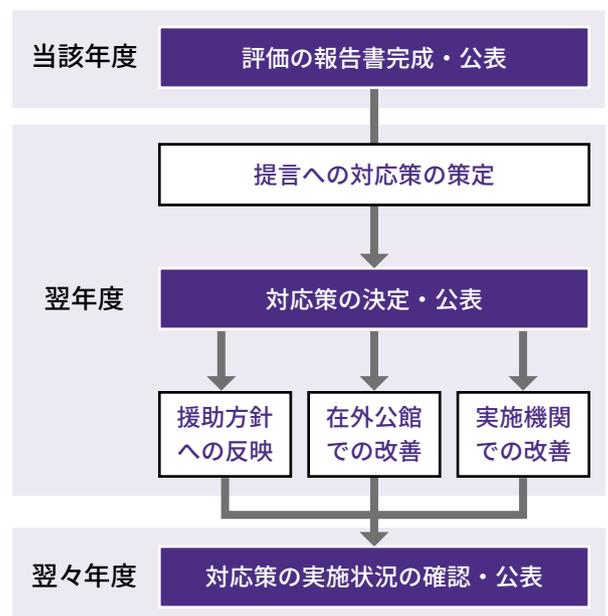
また、外務省は、開発途上国の評価能力向上を目的とした協力も実施しています。

ODA 評価結果の活用

ODA 評価により得られた結果及び提言は、ODA 政策の企画・立案を担当する外務省や、個々の事業の実施を担当する JICA などの関係者に真摯に受け止められ、将来の ODA 政策の企画・立案及び事業の実施に活用されることが重要です。

このため、評価終了時には、評価者が外務省関係者に対し直接、評価結果と提言を報告します。評価実施の翌年度には、外務省と JICA が連携し、提言に対し具体的にどのように対応していくか「対応策」を策定しています。また、評価実施から 2 年後にはこの対応策がどのように実現されたかを確認し、いずれの内容もこの年次報告書の中で公表しています。

これらを通じ、外務省は、ODA 評価の目的である「ODA の管理・改善」と「国民への説明責任」を果たしています。



▶ 評価対象

外務省が実施する ODA 評価（第三者評価）は、特定の国や地域に対する開発協力政策を評価する「国別・地域別評価」と、教育、保健、環境など特定の課題や、技術協力、無償資金協力など特定の援助形態（スキーム）を評価する「課題・スキーム別評価」に分類されます。

また、2017 年度からは、外務省が実施する無償資金協力のうち供与限度額が 10 億円以上の個別事業を対象とした第三者評価を実施しています。なお、事業規模 2 億円以上 10 億円未満の個別事業については内部評価を実施しています。

< ODA 個別評価報告（内部評価）>

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/oda/page24_000056.html

さらに、2021 年度からは、日本 NGO 連携無償資金協力によって実施された個別事業も対象に、外務省国際協力局 NGO 協力推進室が第三者評価を実施しています。右評価報告書は、以下の外務省ホームページで公表しています。

< 日本 NGO 連携無償資金協力第三者評価 >

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/j_ngo_musho.html

▶ 評価の視点／評価基準

外務省による ODA 評価（第三者評価）は、支援を受ける国の開発にどの程度役立っているか（開発の視点）に加え、評価対象となる開発協力政策から日本の国益にどのような影響があるか（外交の視点）という視点から評価を行っています。評価基準は以下のとおりです。

1 開発の視点からの評価

国際的に認知されている経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）の設ける 6 つの評価基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を踏まえ、日本の開発協力政策を評価するのにふさわしい以下の評価基準を設けています。また、それぞれの評価基準ごとに具体的な検証項目を設定しています。

■ 政策の妥当性

日本の上位政策や、支援を受ける国のニーズ、国際的な優先課題と合致していたか、また、他国と比較して日本が優位性を持つ内容であったか、など。

■ 結果の有効性

当初の目標・目的がどの程度計画どおりに達成され、具体的にどのような効果があったか、など。

■ プロセスの適切性

開発協力政策を企画・立案・実施するプロセスや実施体制は適切であったか、他の支援国や国際機関、NGO 等との効果的な連携は行われていたか、など。

2 外交の視点からの評価

■ 外交的な重要性

国際的な優先課題の解決、二国間関係の強化、日本の安全・繁栄などにとってどのような点で重要であったか。

■ 外交的な波及効果

国際社会における日本のプレゼンス向上、二国間関係の強化、日本の安全・繁栄などにどのように貢献したか。

▶ ODA 評価ガイドラインとハンドブック

外務省は、外務省が実施する ODA 評価の指針として「ODA 評価ガイドライン」と具体的な評価実施の流れや手法について記載した「ODA 評価ハンドブック」を作成しています。これらは、主に ODA 評価の実務に役立てることを目的に作成していますが、ODA やその評価に関心のある方々にとっても有益な情報を掲載しています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryo_3_a.html

2024 年度外務省 ODA 評価のまとめ

2024 年度は、地域別評価（『日 ASEAN 連結性イニシアティブ』を中心とした ASEAN 連結性支援の地域別評価）、国別評価（「ネパール国別評価」）、課題別評価（「新型コロナウイルス感染症対策支援の評価」）、外務省が実施する無償資金協力個別案件の評価（「平成 30 年度対ジブチ無償資金協力（経済社会開発計画）」の評価）をそれぞれ 1 件、計 4 件の第三者評価を実施しました。

開発の視点からの評価

政策レベルの評価（地域別評価 1 件、国別評価 1 件、課題別評価 1 件）の評価結果

- **政策の妥当性**については、評価対象となった国・地域及び分野に対する我が国の開発協力政策は、いずれも我が国の上位政策や相手国の開発政策・ニーズ及び国際的な優先課題に整合しており、また、我が国の比較優位性をいかした支援が実施されていることが確認されました。

ASEAN 連結性支援の地域別評価では、上記に加えて日本の外交政策である「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」及び開発協力大綱の重点政策とも整合的であり、ハードとソフトを効果的に組み合わせた包括的な支援等の日本の比較優位性が確認され、「極めて高い」と評価されました。ネパール国別評価及び新型コロナウイルス感染症対策支援の評価（課題別評価）では冒頭の理由から「高い」と評価されました。
- **結果の有効性**については、地域別評価では、ケーススタディ国において計画された事業が着実に実施中あるいは実施済であることや、域内 GDP の増加や国際的生産ネットワークの深化、長期的な人材育成への貢献、日本の民間企業への裨益等も確認されたことから「極めて高い」と評価されました。ネパール国別評価では、国別開発協力方針と事業展開計画に沿って重点分野の各事業に適切に投入され、期待されたアウトプットをもたらしたことが確認され、課題別評価では、ワクチン供与、コールド・チェーン整備、検査・防疫体制強化、医療機材供与、緊急支援借款、国際機関への拠出金など多岐にわたり全世界的に展開された協力が、新型コロナのパンデミック下で開発途上国が直面する多面的な困難に対応したことから、それぞれ「高い」と評価されました。
- **プロセスの適切性**については、地域別評価では、日 ASEAN 連結性イニシアティブの政策策定・実施・モニタリングを始めとしたプロセスは、ASEAN 連結性を重視する ASEAN 加盟国に寄り添いながら、ハード・ソフトの両面から「質の高いインフラ投資」に継続して貢献してきているため「高い」と評価されました。

国別評価及び課題別評価では「一部課題がある」という結果となりました。

国別評価では、情報公開・広報の各種取組が確認でき、様々な事業できめ細かなジェンダー配慮や包摂性への配慮がなされた結果、女性や社会的弱者の参加促進や便益をもたらした一方、援助政策の実施プロセスやネパール側の援助実施体制の適切性には、複合的な要素が絡み一部課題があると指摘されました。

課題別評価では、地域・国ごとに適切な予算を配分し、特にアジア地域では経済・外交上の重要性や協力実績を踏まえ、手厚い支援が行われ感染抑制に貢献できたことや、現地政府や他ドナーとの緊密な情報交換を通じて変化するニーズを拾い上げ、既存の保健医療体制や現場の課題に合わせた柔軟な対応がとられたことが評価された一方、無償事業の機材供与における調達遅れや、事業の計画変更時の手続の簡易化や広報面での課題が指摘されるなど、日本側関係者間の情報共有や国際機関との連携事業における手続の改善を進める必要性が指摘されました。

無償資金協力個別案件 1 件（経済社会開発計画）の評価結果

- **計画の妥当性**については、ジブチ - アディスアベバ間を結ぶ国際回廊である国道一号線のうち、特に損傷の進む区間の改修を行う本事業が、ジブチにとって極めて緊急性の高い最重要課題であったこと、改質アスファルトの採用等は、アフリカで「質の高いインフラ」を整備するという日本の方針と合致していたこと、JICA 無償資金協力から外務省の無償資金協力（経済社会開発計画）への変更は、迅速な事業実施を求めるジブチ側の強い要望に配慮した適切な対応であったことなどから、「高い」と評価されました。
- **結果の有効性**は、本事業はコロナ禍にもかかわらず 18 か月で完工したこと、施工品質への信頼は高く、日本工区の改質アスファルトはジブチ - アディスアベバ回廊のジブチ側全工区の統一品質基準となったことなどから、「高い」という結果となりました。

| 評価 | 開発の視点からの評価レーティング | | |
|--|----------------------------|--------|----------|
| | 政策の妥当性（注 1） 計画の妥当性（注 2） | 結果の有効性 | プロセスの適切性 |
| 「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」を中心とした ASEAN 連結性支援の地域別評価 | 極めて高い | 極めて高い | 高い |
| ネパール国別評価 | 高い | 高い | 一部課題がある |
| 新型コロナウイルス感染症対策支援の評価 | 高い | 高い | 一部課題がある |
| 「平成 30 年度対ジブチ無償資金協力（経済社会開発計画）」の評価 | 高い | 高い | |

※レーティング基準

- 極めて高い：** 全ての検証項目で極めて高い評価結果であった。
高い： ほぼ全ての検証項目で高い評価結果であった。
一部課題がある： 複数の検証項目で高い評価結果であった一方、一部改善すべき課題が確認された。
低い： 複数の検証項目で低い評価結果であった。

(注 1) 政策レベルの評価の場合

(注 2) プロジェクトレベルの評価（無償資金協力案件の評価）の場合。なお、令和 2 年度に実施した「外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価についての分析・評価手法の分析」の結果を踏まえ、令和 3 年度から、開発の視点と外交の視点とを統合し、「外交的な重要性」にかかる検証項目は「計画の妥当性」に、「外交的な波及効果」にかかる検証項目は「結果の有効性」に含めている。

外交の視点からの評価

外交的な重要性に関しては、地域別評価では、日本の ASEAN 連結性支援の日本の国益にとっての重要性と「政策連携の呼び水」効果に言及があり、ネパール国別評価では、日本の対ネパール援助の地政学的な重要性や、南西アジア地域の安定確保や二国間の良好な関係を維持・発展させる観点からの重要性が認められました。

課題別評価では、日本は低所得国全体に幅広く新型コロナ対策支援を行い、国際協調や二国間関係の維持に寄与したところ、衡平性を重視した多国間協力と、戦略性をいかにした二国間協力の組み合わせや、特にアジア各国へのワクチン供与や日本企業進出国への支援が、経済活動の回復や日本国民の安全保障に貢献したことが評価されました。

外交的な波及効果については、地域別評価では産業の裾野産業の広がりなどの「経済的な呼び水」効果や、政府レベルや民間・市民レベルの交流の拡大、ネパール国別評価では、ネパール政府から一般の国民まで幅広い親日感情の醸成、両国の友好や交流、人の移動への影響、同国の平和・安定・繁栄への大きな貢献等が認められました。

課題別評価では、日本の新型コロナ対策支援が、日本の国際的プレゼンスや信頼感の向上、世界各国における二国間関係の強化に寄与し、日本国民の安全確保や経済復興の促進など多面的な外交的效果をもたらしたと評価されました。

提言・教訓

2024 年度に実施した 4 件の ODA 評価の結果を踏まえた提言が出されました。それらのうち、複数の評価に共通する提言、また、他案件へも適用が可能な提言・教訓は以下のとおりです。

複数の評価に共通する提言（評価対象への提言）

● 広域的な協力の推進

複数の評価において広域的な協力を推進していくことが提案され、複数国にまたがるインフラ整備の支援及び知的支援（専門家派遣や研修等）に重点を置くことや、地域機関（アフリカ疾病予防管理センター（CDC）や ASEAN 感染症対策センター）との協力を推進し能力強化を図ることが提言されたほか、案件形成にあたっての広域的な視点の重要性が指摘されました。

● 人材育成の重要性

人材育成の重要性についても共通した提言が見られ、ハード（インフラ整備）とソフト（人材育成）を組み合わせた支援の継続、戦略的な人材育成・能力強化、優先課題として緊急時にも対応できる開発途上国側の保健医療人材の育成が提言されました。

他への適用が見込まれる提言・教訓

● 日本の比較優位性が高い分野でのハード面とソフト面との連携

特に日本の比較優位性が高い分野でのインフラ設備整備・修復（ハード面）と、運用や維持管理の能力強化や制度強化に取り組む技術協力（ソフト面）との連携が相乗効果を創出し、また、ハード面とソフト面の支援を組み合わせる点も日本の比較優位性であることが確認されました。

● より効果的な広報

国際機関との連携においては活動と成果をモニタリングし、日本の支援であることが明確となるよう広報を行うこと、日本による ODA 事業の相手国への裨益効果について動画などを使い、現地語でわかりやすくアピールする努力を強化すること、日本の ASEAN 支援やコンセプトを ASEAN の戦略文書に合わせた形で説明すべきことなど、より効果的な広報に向けた具体的な提言がなされました。

2024 年度外務省 ODA 評価結果

2024 年度に地域別評価、国別評価、課題別評価、外務省が実施する無償資金協力個別案件の評価をそれぞれ 1 件実施しましたところ、各評価案件の概要をご紹介します。

「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」を中心とした ASEAN 連結性支援の地域別評価 [\(評価報告書全文へのリンク\)](#)

| | |
|----------------|---|
| 評価者 (評価チーム) | 評価主任：藤村 学 青山学院大学経済学部教授 アドバイザー：木村 福成 慶應義塾大学名誉教授・シニア教授 コンサルタント：株式会社国際開発センター |
| 評価対象期間 | 2020 年度～ 2023 年度 |
| 評価実施期間 | 2024 年 6 月～ 2025 年 2 月 |
| 現地調査国 | カンボジア、インドネシア |

評価の背景・対象・目的

日本と東南アジア諸国連合（ASEAN）は、アジア太平洋地域の平和と安定、発展と繁栄のために緊密な協力関係を築いており、2023 年には友好協力 50 周年を迎えた。本評価は、日本が ASEAN に対して実施している協力の中で、「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」（2020 年 11 月発表）に基づき実施した ASEAN による連結性強化の取組の支援に係る援助政策及びそれに基づく協力を対象として実施したものである。評価対象は、「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」に掲載された「陸の回廊」22 件、「海と空の回廊」9 件、連結性強化に資するソフト面での協力 34 件の合計 65 件で、ケーススタディとしてカンボジアおよびインドネシアにおいて、関連する事業の視察やインタビューを実施した。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

日 ASEAN 連結性イニシアティブは、ASEAN の政策の中でも特に物理的連結性に寄与する形でインフラ整備案件が形成、実施されるとともに、制度的連結性や人と人との連結性に寄与する形で技術協力等のソフト面での協力が行われている。同イニシアティブは、日本の外交政策である「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」および、

ODA の上位政策である開発協力大綱に記載された重点政策とも整合的である。

日 ASEAN 連結性イニシアティブそのものは、他ドナーとの協調が意図されたものではないが、同イニシアティブの下で実施された各案件の中には、日本の持つ比較優位性を意識しながら他ドナーとの協調や差別化が行われた案件が含まれていることが確認された。同イニシアティブに基づいて実施された日本の ODA 事業の比較優位性としては、ハード（インフラ建設）とソフト（維持管理や技術協力による人材育成等）を効果的に組み合わせた包括的な支援、透明性が高く持続可能なインフラ整備、上流のマスタープラン調査に基づいた案件実施、多層なレベルにおける人材育成への支援などが挙げられる。

(評価結果：極めて高い)

(2) 結果の有効性

日 ASEAN 連結性イニシアティブは、ASEAN 加盟国 10 か国における、「陸の回廊」22 件、「海・空の回廊」9 件、「連結性強化に資するソフト面での協力」34 件の合計 65 件の事業から構成されている。今回ケーススタディ国としたカンボジア・インドネシアでは計画された事業が着実に実施中あるいは実施済であることが確認できたほか、他の ASEAN 加盟国でも着実に実施中あるいは実施済であると理解される。その成果としての域内 GDP の増加や国際的生産ネットワークの深化も確認できた。また、長期的な人材育成への貢献、日本の民間企業への裨益、他

援助機関の政策立案への影響も確認できたことと併せて、当該イニシアティブが目指した目標の達成に着実な進展が見られる。

(評価結果：極めて高い)

(3) プロセスの適切性

日 ASEAN 連結性イニシアティブの政策策定・実施・モニタリングを始めとしたプロセスは、ASEAN 連結性を重視する ASEAN 加盟国に寄り添いながら、より付加価値の高い支援をハード・ソフトの両面から「質の高いインフラ投資」に継続して貢献してきている。そのため、各国レベルでは、本イニシアティブの対象事業についての評価は高い。ただ、二国間の案件が ASEAN 連結性を支援する案件として十分に認識されてはならず、MPAC2025 において本イニシアティブの貢献を整理することが今後の課題として考えられる。

(評価結果：高い)

(注) レーティング： 極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性：日本の国益に関する重要性和「政策連携の呼び水」効果

2019 年に ASEAN は ASEAN の一体性・中心性を掲げた「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック」(AOIP) を発表した。AOIP は FOIP と本質的な原則を共有するものであることから、日本はいち早く AOIP への支持を表明した。その後、2023 年までに米国、オーストラリア、EU、インド、韓国が続き、中国までが AOIP への支持を表明したが、日本のいち早い支持の表明は他国の AOIP 支持への呼び水（いわば「政策連携の呼び水」）になったと言える。さらに、日本の国益 3 項目である①「日本の存立」（中東や欧州などインド以西との輸出入の中継点・通過点）、②「日本の繁栄を実現」（日本にとって市場と生産拠点の両面から直接貢献）、③「国際秩序の維持」（法の支配、航行の自由、自由貿易といった価値観を共有）にとって ASEAN 連結性イニシアティブに基づく支援は重要であった。

(2) 外交的な波及効果：最も信頼できるパートナーおよび「経済的な呼び水」効果

日本 ASEAN 友好協力 50 周年の共同ビジョン・ステートメントにおいて「信頼のパートナー」(Trusted Partners) という表現が見られるほか、ASEAN の有識者アンケートの報告書（シンガポールの独立研究機関の ISEAS (Yusof Ishak Institute) 発行）では「日本が最も信頼できるパートナー」であると 6 年連続で報告されている。今回の現地

調査を含めて、産業の裾野産業が広がっている様子が共有されたが、これは日本による援助の波及効果であり、「経済的な呼び水」効果が実現していると言える。さらに、政府レベルや民間・市民レベルの交流の拡大も確認された。

評価結果に基づく提言

<開発の視点>

- (1) 複数国にまたがるインフラ整備の支援の計画および知的支援
(象徴的交通インフラ、電力グリッドの支援の計画、研修などの知的支援)
- (2) 国際輸送ネットワークの制度面の改善支援
(通関のデジタル化、複数国の制度共通化)
- (3) ハードとソフト（人材育成）の組み合わせ支援
(現場・高度人材の育成、政策研究の支援)
- (4) 協働パートナーとして共通の課題への取組
(気候変動、自然災害、公衆衛生、高齢化社会、第三国研修活用)
- (5) ASEAN にとってわかりやすい日本の支援の整理・説明・広報

<外交の視点>

- (6) ASEAN の一体性・中心性の支持・尊重
(日本に対する信頼の維持・増進につなげる)
- (7) 「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP) で普遍的価値を示して国際社会をリード
(法の支配や自由貿易)



パティンバン港開発計画（評価チーム撮影）

ネパール国別評価 [\(評価報告書全文へのリンク\)](#)

| | |
|----------------|---|
| 評価者 (評価チーム) | 評価主任：西野 桂子 関西学院大学国連・外交統括センター教授 アドバイザー：田中 雅子 上智大学総合グローバル学部教授 コンサルタント：アイ・シー・ネット株式会社 |
| 評価対象期間 | 2019 年度～ 2023 年度 |
| 評価実施期間 | 2024 年 4 月～ 2025 年 2 月 |
| 現地調査国 | ネパール |

評価の背景・対象・目的

ネパールは、インドと中国の間に位置し地政学的に重要な国である。同国の民主主義の定着、安定と繁栄は、日本にとって政治的・経済的に重要な南西アジア地域全体の安全を確保する上で重要である。

本評価は、過去 5 年間（2019～2023 年度）の日本のネパールに対する援助政策とそれに基づく支援を評価し、2026 年度に改定予定の対ネパール国別開発協力方針の立案や実施に資する提言と教訓を得ることを目的に実施した。また評価結果を公表し、国民の理解を促し支持を得られるよう国民への説明責任を果たす。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

日本の対ネパール援助政策は、日本の上位政策や国際的な優先課題との整合性は極めて高い。ネパールの開発政策ニーズとの整合性も高いが、連邦制移行後のガバナンス強化のニーズや課題への対応は今後検討が必要である。他ドナーの援助政策との関係は、特に 2015 年の大地震以降の復興・再建や新型コロナウイルスの拡大防止・影響緩和といった優先課題への対応で相互補完的な役割を果たしており、整合性は高い。日本の比較優位性を生かして各援助事業を実施していることを確認した。

(評価結果：高い)

(2) 結果の有効性

日本の対ネパール援助のインプットは、インドと中国を除いた主要ドナー国の 18.16% を占めており、ネパールの社会・経済開発に貢献している。ミクロレベルで分析すると、対ネパール国別開発協力方針と事業展開計画に沿って、重点分野の各事業に適切に投入され、期待されたアウトプットをもたらしたことが明らかである。連邦制移行に伴う組織改編や解体、人事異動、新型コロナ

の影響により、複数の事業において進捗が遅れが見られたが、プロジェクトデザインの一部変更や協力期間の延長を通じて所期の目標、アウトカムを達成し完了することができた。インパクトの発現の客観的な検証は指標設定がなく難しいが、事業終了後の持続性については各主要事業で一定程度確認することができた。

(評価結果：高い)

(3) プロセスの適切性

日本の対ネパール国別開発協力方針の策定は適切に行われ、情報公開・広報の各種取り組みが確認できた。また、ネパールの特徴・特性を踏まえ、様々な事業できめ細かなジェンダー配慮や包摂性への配慮がなされた結果、女性や社会的弱者の参加促進や便益をもたらしており、プロセスは適切だった。しかし援助政策の実施プロセスやネパール側の援助実施体制の適切性には、複合的な要素が絡み一部課題があった。多様な主体との効果的な連携・連帯は様々な分野で行われ成果が発現したが、一部プロセスに改善の余地が見られた。

(評価結果：一部課題がある)

(注) レーティング：極めて高い／高い／一部課題がある／低い



2015 年の大地震後、道路斜面対策を行ったシンズリ道路震災復旧計画
(評価チーム撮影)

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

中国とインドに挟まれているネパールに対する日本の援助は、地政学的にも重要性が高い。選挙を経て民主化を実現したネパールの民主主義の確立と持続的な発展は、南西アジア地域の安定確保の観点からも重要である。また、日本の対ネパール援助は二国間の良好な関係を維持・発展させる観点から意義がある。さらに中・長期的には、ネパールとインド北東部、バングラデシュとの連結性が向上し、関連地域の産業育成に向けた支援、法・制度整備支援が行われれば、在ネパールの日系企業だけでなく日本の産業界にも利益をもたらすと期待できる。

(2) 外交的な波及効果

日本の対ネパール援助は、国際社会での日本の地位に対するネパール政府による支持に一定の効果をもたらしたと推察できる。また長年の支援は、ネパール政府から一般の国民まで広く親日感情の醸成をもたらし、両国の友好や交流、人の移動に影響を及ぼしている。さらに、日本の対ネパール援助は、同国社会の平和と安定及び繁栄に大きく貢献し、南西アジア地域のみならずアジアの平和と安定にも寄与している。一方、両国の経済関係への波及効果は限定的で、効果の発現までには一層の支援が必要である。

評価結果に基づく提言・教訓

<提言>

- (1) ネパールの第 16 次計画と同国のニーズに沿った援助政策の策定と重点 3 分野への支援継続
- (2) プログラム内の ODA スキーム間や多様な主体（パートナー）との連携強化及びナレッジマネジメントの強化
- (3) 戦略的な人材育成・能力強化と知日派・親日派及び実施機関の積極的な参加促進

<教訓>

- (1) 日本の比較優位性が高い分野での無償資金協力（ハード面）と技術協力（ソフト面）との連携は、相乗効果を創出する
- (2) アドバイザー型個別専門家の実施機関への派遣は有効である
- (3) ODA を活用した包括的な災害復旧・復興支援は、被災地の強靱（きょうじん）性だけでなく社会的包摂性と持続性を高め、外交的な効果をもたらす
- (4) ODA の意義を高めていくためには、国別開発協力方針の重点分野でセクタープログラムの考えを強化し、各事業が当該セクターの開発課題解決や発展にどのように貢献するか、効果発現の道筋を明確にしておくことが重要かつ必要である



カブレバランチョク農業グループ（評価チーム撮影）



日本の支援により再建された住宅（評価チーム撮影）

新型コロナウイルス感染症対策支援の評価

(評価報告書全文へのリンク)

| | |
|----------------|--|
| 評価者 (評価チーム) | 評価主任：西野 桂子 関西学院大学国連・外交統轄センター教授 アドバイザー：山本 太郎 長崎大学名誉教授 浅間総合病院医師 コンサルタント：一般財団法人国際開発機構 |
| 評価対象期間 | 2019 年度～ 2023 年度 |
| 評価実施期間 | 2024 年 6 月～ 2025 年 2 月 |
| 現地調査国 | 全世界の協力実績のある国。ケース・スタディ国はベトナム及びマラウイ。 |

評価の背景・対象・目的

新型コロナウイルス感染症への対応では、「誰の健康も取り残さない」を理念に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成を目指し、二国間協力や国際機関を通じた支援が行われた。2022 年 5 月にはそれまでの協力の実績を踏まえたグローバルヘルス戦略が策定され、グローバルヘルス・アーキテクチャーの構築、公衆衛生危機に対する予防、備え、対応（PPR）の強化が重視されることとなった。本評価は、2019～2023 年度の日本の ODA による新型コロナ対策への協力について包括的な評価を行い、感染症対策を含むグローバルヘルスへの協力に関する提言・教訓を得ることを目的として実施した。また、評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすことも目的とした。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

緊急支援としてニーズに応えるため、可能な限りの事業実施が政策策定に先行した形となったが、日本の新型コロナ対策事業は開発協力大綱という日本の上位政策と整合し、開発途上国の政策・ニーズとの整合性に問題はなく、国際的な優先課題とも一致していた。多様なモダリティの組み合わせと長年にわたる協力の成果や、日本製の医療機材が高い評価を得るなど日本の比較優位もいかされていた。以上より、政策の妥当性は高い。

(評価結果：高い)

(2) 結果の有効性

ワクチン供与、コールド・チェーン整備、検査・防疫体制強化、医療機材供与、緊急支援借款、国際機関への拠出金など多岐にわたり、全世界的な規模で展開された

協力は、新型コロナのパンデミック下で開発途上国が直面する多面的な困難に対応しており、結果の有効性は高いと評価できる。マラウイでは、日本の協力事業により実施された医療・検査機材供与、予防接種情報管理システムの強化が新型コロナに続く他の感染症対応にも活用され、同国のパンデミック対応能力の強化に貢献したといえる。ベトナムでは長年にわたる協力により、強靱かつ包摂的な保健システムの土台が築かれており、新型コロナ対策支援の効果を高めることができた。このパンデミックを機として同国の感染症への対応能力は大きく進展を遂げ、今後の公衆衛生危機に対する PPR の強化につながった。以上より、結果の有効性は高い。

(評価結果：高い)

(3) プロセスの適切性

地域・国ごとに適切な予算を配分し、特にアジア地域では経済・外交上の重要性や協力実績を踏まえ、手厚い支援が行われ、感染者数が多かったアジアにおいて感染抑制に貢献できた。今後のパンデミックでは、二国間の投入量を定めるにあたり、経済・外交関係や協力実績だけでなく、ニーズの大きさや緊急性なども判断材料としてより重視することが重要である。協力実施では、現地政府や他ドナーと密な情報交換を行い、現場の課題に柔軟に対応できた点が評価される。一方、無償事業の機材供与では調達遅れが課題になったが、非常時下のロジスティクスの乱れ、相手国政府の事務能力の不足や、国ごとに異なる規制対応などが原因であり、やむを得ない面もあった。「ラスト・ワン・マイル支援」では、国際機関との緊急無償資金協力が多く行われ、迅速な対応が実現したが、計画変更の際の事務の簡易化や案件の広報面での課題が指摘された。ベトナムでは事業間の補完的な連携が効果的に行われた一方で、現地の要員が不足し迅速性を優先したため連携が限定的な国もあった。今後、パンデミック下での支援のあり方を検討する上では、成功事例に学びつつ、日本側関係者間の情報共有や国際機

関との手続改善を進める必要がある。以上より、プロセスの適切性は、一部課題がある。

(評価結果：一部課題がある)

(注) レーティング：極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

日本は低中所得国全体に幅広く支援を行い、国際協調や二国間関係の維持に寄与した。多国間協力では平衡性を重視し、二国間協力では戦略性をいかしてアジアを中心に支援を実施した。特にアジア各国へのワクチン供与や、ベトナムのような日本企業進出国への支援は、経済活動の回復や日本国民の安全保障に貢献した。多国間の平衡性と二国間の戦略性を組み合わせた新型コロナ対策支援は、外交的にも評価できるものであった。

(2) 外交的な波及効果

新型コロナ対策支援では、日本が UHC 実現に向けた取り組みや COVAX において主導的な役割を果たし、その国際的プレゼンスや信頼感の向上に寄与した。またベトナムでのワクチン供与が二国間の友好関係を深める象徴的事例となったように、世界各国で二国間関係の強化に寄与したと考えられる。感染症対策への協力を通じた日本国民の安全確保や経済復興の促進など多面的な外交効果もたらされた。

評価結果に基づく提言

1. 保健医療分野における支援の方向性に関する提言

- (1) 緊急時にも対応できる開発途上国側の保健医療人材の育成を優先課題とする。
- (2) 非常時に備える平時の情報収集体制を整える。
- (3) 保健医療分野における戦略的なパートナーシップを構築する。
- (4) 地域機関（アフリカ CDC や ASEAN 感染症対策センター）との協力を推進し、能力強化を図る。

2. パンデミック時の協力の具体的な方針に関する提言

- (1) 量よりもタイミングに重きを置き、機を逸しない協力が可能となるよう制度改善する。
- (2) 現地職員のさらなる活用を推進する。
- (3) 国際機関との連携では非常時に柔軟な対応が取れるよう手続を簡略化する。
- (4) 国際機関との連携では活動と成果をモニタリングし、日本の支援であることが明確となるよう広報を行う。



現地調査で訪問した、ベトナム ベンチェ省疾病予防センター
(評価チーム撮影)



マラウイの中央医薬品倉庫に供与されたコールドルーム
(評価チーム撮影)

「平成 30 年度対ジブチ無償資金協力 (経済社会開発計画)」の評価 (評価報告書全文へのリンク)

| | |
|---------|--------------------------------|
| 評価者 | 評価主任：稲田 十一 専修大学経済学部教授 |
| (評価チーム) | コンサルタント：(株) グローバル・グループ 21 ジャパン |
| 評価実施期間 | 2024 年 4 月～2025 年 1 月 |
| 現地調査国 | ジブチ |

評価の背景・対象・目的

本評価は、外務省が実施した「平成 30 年度対ジブチ無償資金協力（経済社会開発計画）」（供与額：39 億円）を対象にプロジェクトレベルの評価を行い、評価結果から今後の ODA の立案や実施のための提言・教訓を導き出し、また、国民への説明責任を果たすことを主な目的として実施された。評価対象事業は、ジブチ - アディスアババ間を結ぶ国際回廊上の大動脈である国道一号線のうち、特に損傷の進んでいる区間（約 20km）の改修を実施することにより、交通の円滑化及び安全の向上を図り、もって同国の持続可能な発展のための経済社会開発に寄与することを目的に実施された。

評価結果のまとめ

(1) 計画の妥当性

回廊道路を始めとする国内道路網の整備は、計画時から現在に至るまで、ジブチにとっての重点分野の一つである。国道一号線の改修は、ジブチにとって、極めて緊急性の高い最重要課題であった。日本は、ジブチを戦略的パートナーとし、本事業は、日本の対ジブチ国別援助方針の重要分野に位置付けられていた。本事業の改質アスファルトの採用等は、アフリカで「質の高いインフラ」整備を実施するという日本の方針と合致していた。その実施体制は、無償資金協力（経済社会開発計画）の標準的実施体制に沿っており適切であった。本事業は、日本の開発協力大綱の適正性確保の原則にのっとり計画された。本事業は、要請から 8 か月後に JICA 無償資金協力から外務省の無償資金協力（経済社会開発計画）に変更された。これは、少しでも早い事業実施を求めるジブチ側の強い要望に配慮した適切な対応であった。その後は、無償資金協力（経済社会開発計画）の標準的業務フローに沿って遂行された。以上により、本事業の計画の妥当性は高い。

(評価結果：高い)

(2) 結果の有効性

本事業はコロナ禍にもかかわらず 18 か月で完工した。施工品質への信頼は高く、日本工区の改質アスファルトはジブチ - アディス回廊のジブチ側全工区の統一品質基準となった。所期の貨物量に対応しており、事業の目的通り、交通の円滑化及び安全の向上に寄与している。本事業は、開発協力大綱の開発協力の適正性確保のための原則にのっとり、無償資金協力（経済社会開発計画）の標準的な業務実施フローに沿って適切に実施された。事業完成後に事業の一部に豪雨被害を受けたが、その際、大使館はジブチ側に対策を申し入れていた。以上により、本事業の結果の有効性は高い。

(評価結果：高い)

(注) レーティング：極めて高い/高い/一部課題がある/低い

評価結果に基づく提言・教訓

<提言>

(1) 本事業のフォローアップにおける JICA との協力・連携

本事業は、無償資金協力（経済社会開発計画）で道路改修を実施したが、事業の持続性のためにも、今後のフォローアップ（現場の状況の把握等）については、大使館は JICA とも協力しながら対応するべきである。本事業の効果が最大限発揮されるのは、南北全工区が完工したときである（2028 年予定）。少なくともそれまでは、ADR によるジブチ - アディス回廊全体の整備状況と本事業の状況の把握に努めるべきである。それにより、具体的な支援の適否の検討や、ジブチ側への助言、提言を行うことが可能となる。よって、大使館と JICA は、既に他の案件で行っているような協力関係をいかし、必要に応じ本事業の現場を視察し、情報を共有していくことが望ましい。

(2) 事業効果の持続性確保のためのモニタリング (豪雨被害箇所への対策)

2022年8月の豪雨により本事業のカルバート等に被害が生じており、ジブチ側で対策を検討中である。本事業の事業効果の持続性を確保するために、日本側は対策の実施状況をADRに定期的に確認するなどにより、その進捗をモニタリングすることが重要である。今後の本事業の維持管理体制等についても引き続き注視していくことが求められる。

(3) 他ドナーとの密接な協議、連携の強化

本事業は、ジブチ-アディス回廊の一部を改修したものであり、同回廊は、世銀を含め複数のドナーの支援を受けている。本事業を端緒として、ジブチ側のジブチ-アディス回廊は、次々と資金調達のめどが立ち、2028年には全工区が改修される見通しである。このような展開を踏まえ、通常は外務省案件と密接に関連していない世界銀行、アフリカ開発銀行などの開発金融機関や、サウジアラビアや中国などの新興ドナーとも情報を共有し、必要に応じて連携することが、本事業の効果が持続的に発現するために重要である。また、そうすることにより、現地のドナーコミュニティにおいて、本事業を始めとする日本の協力への認識が一層高まり、その外交効果を高めることにもつながると考えられる。

(4) 案件形成にあたっての広域的な視点の重要性

本事業がその一部を成すジブチ-アディス回廊は、今後、ジブチ、エチオピアに加え南スーダン等との物流促進にも寄与する可能性がある。このような東アフリカ地域の連結性強化は、ジブチの重要課題でもある。この点からも、ジブチにおいては、特に交通案件や水供給、電力案件など、エチオピアをはじめとする広域的な案件の設計や評価が欠かせない。交通、交易関連案件に限っても、One Stop Border Post (OSBP) などは隣国との連携が不可欠である。「アフリカの角イニシアティブ」など、他の広域案件の動向を見極め、その中で位置づけを考慮して、新規案件を検討することが必要である。

(5) より効果的な広報の推進

本事業の近隣住民は、日本の協力について理解していたが、これは同地域で活動するADR職員の貢献によるところが大きいと考えられる。他方、ADRは「質の高いインフラ」については承知していなかった。本事業は、完工式等の現地紙報道はあったものの、エチオピアとの国境という僻地にあるため、ジブチの一般国民の目に触れることはほとんどない。ジブチにとって極めて重要であり、かつ「質の高いインフラ」事業に位置付けられていたことに鑑みれば、もう少し積極的な広報がなされてもよかった。例えば、日本によるODA事業の相手国への裨益効果などを、動画やYouTubeなどを使って、現地語でわかりやすくアピールする努力を強化するべきである。そのための予算の拡大も望まれる。なお、今後、外部評価者による評価業務の一環として、広報にもいかせる現地調査動画を制作させることも一案である。

<教訓>

(1) 緊急性を要する場合の外務省と JICA の緊密な連携の重要性

本事業は、当初、JICAによる無償資金協力を通じた道路改修案件として検討されたが、緊急性を要するとの事情で、外務省の経済社会開発計画で実施されたことは適切であった。E/Nに至るまでの手続きが短縮され、当初想定より約4か月早く完工したことにより、ジブチのみならずエチオピアに対しても、大きな外交的效果をもたらしたと考えられる。加えて、日本工区の品質基準（改質アスファルト）が、ジブチ側のジブチ-アディス回廊全体の品質基準として採用されることになった。これは、日本のインフラ支援の質の高さの認識を広めることに貢献したと言える。このように、緊急性を要する案件の場合、今般のような外務省とJICAの緊密な連携によって柔軟に対応することが、今後とも求められる。



国道一号線（評価チーム撮影）

ODA に関するその他の評価

▶ 政策評価法に基づく評価

2002年に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」という）が施行され、各府省庁は、その所掌にかかる政策について、自己評価を行うことが義務付けられています。

外務省では、政策評価法及び同施行令に基づき、経済協力政策全般の事後評価、未着手・未了案件の事後評価^{*1}、一定額を超える案件の事前評価^{*2}を行っています。

▶ 外務省ホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

*1:「未着手案件」とは、政策決定後5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、或いは貸付実行が開始されていない等の案件、「未了案件」とは、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である等の案件を指す。

*2: 交換公文（E/N）供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクト、及びE/N 供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施。

▶ 各省庁による評価

外務省以外の各府省庁も、所管する分野の政策立案、施策・事業実施に関して政策評価法などに基づく評価を行う中で、ODAに関する評価も実施しています。以下に各省庁の代表例を掲載します。詳細はリンク先の各府省庁のホームページを参照ください。

▶ 金融庁

新興国の金融当局者を対象としたハイレベル政策対話

<https://rssystem.go.jp/project/f182b478-4440-4170-a905-cce9ffdc4898>

（令和5年度実施事業に関するレビューシート：「新興国に対する技術協力に必要な経費」事業①（研修事業）参照）

▶ 総務省

公的統計の体系的な整備・提供

<https://rssystem.go.jp/project/4dfd9964-467d-4bb0-b2c2-c26723d1d87c?activeKey=basic-information>

（令和5年度の事業に係る行政事業レビューシート：「国連アジア太平洋統計研修所運営事業」）

▶ 財務省

開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/mof/fy2024/evaluation3/2024hyouka.pdf

（一括版の276-297ページ参照）（当該施策は非ODA事業を含む）

▶ 文部科学省

豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

<https://rssystem.go.jp/project?policyIds=9f78212d-f7f6-48e9-9bf3-ac874c41e1b5&fiscalYear=2024>

（政策13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進参照）（当該施策は非ODA事業を含む）

▶ 厚生労働省

国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること

https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyuu/24jisseeki/dl/XI-1-1_01.pdf

（参考：施策目標XI-1-1：令和6年度 実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる評価関連作業が存在する施策目標に係る事後評価の評価書 | 厚生労働省）

▶ 農林水産省

総合的な食料安全保障の確立

<https://rssystem.go.jp/project/eb8293a0-508c-4651-a484-ceba89593cd6?activeKey=basic-information>
(国際機関を通じた農林水産業協力拠出金(うち農林業分野)参照)(当該施策は非 ODA 事業を含む)

▶ 経済産業省

技術協力活用型・新興国市場開拓事業

<https://rssystem.go.jp/project/b760956b-7ed1-45e4-a712-d3cd63948226>

▶ 国土交通省

交通分野における国際協力の推進

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003141.html
(589 交通分野における国際協力の推進)(当該施策は非 ODA 事業を含む)

▶ 環境省

地球環境保全に関する国際連携・協力

<https://www.env.go.jp/content/000247657.pdf>
(令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表 目標 2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力参照)(当該評価案件は非 ODA 事業を含む)

▶ 国際協力機構 (JICA) による評価

JICA は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力 (JICA 所管分) の 3 つの援助スキームの個別事業の評価 (協力金額の規模に応じた外部評価者による外部評価、在外事務所などによる内部評価) を行うとともに、地域、課題別、援助手法など、ある一定のテーマを設定した総合・横断的な評価、エビデンスに基づく事業実施のためのインパクト評価、事業効果の発現過程に焦点を当てたプロセスの分析などを実施しています。

評価に際しては、「学び」の観点から、事業のさらなる改善に向けた評価結果の活用の推進を念頭に置くとともに、評価の客観性や透明性の確保、評価結果の公開など、「説明責任」の確保にも取り組んでいます。

▶ JICA ホームページ

事業評価

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

被援助国の評価能力向上・日本の ODA 理解促進に向けた取組

▶ 被援助国政府・機関などによる評価

外務省では、毎年 1 件程度、被援助国側の評価能力を向上させること、ODA の管理改善と説明責任の確保、日本の ODA に対する被援助国側の理解の促進を目的として、保健、交通、防災分野などの開発プログラム評価案件を被援助国の政府・機関、民間コンサルタントや評価専門家などに依頼して評価を実施しています。

2024 年度は、ソロモン諸島にて「[ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画の評価](#)」を実施しました。

▶ ODA 評価ワークショップ

外務省は、2001 年からアジア・大洋州諸国の政府関係者や専門家を招待して「[ODA 評価ワークショップ](#)」を開催しています。ODA 評価ワークショップの目的は、ODA 評価の手法や課題についてアジア・大洋州地域における理解を増進し、特に途上国の評価能力を向上させること、途上国関係者自身の ODA 評価能力の向上を通じて、ドナー国側の援助効率化だけでなく、途上国側のオーナーシップ・透明性の向上や開発の効率化を目指すことにあります。直近の開催としては、2023 年度「[第 19 回 ODA 評価ワークショップ](#)」が、2021 年度及び 2022 年度に引き続きオンラインで開催されました。

外務省 ODA 評価結果フォローアップ

外務省は、第三者評価から得られた提言について対応策を策定し、その実施状況の確認を行っています。

▶ 2024 年度提言への対応策

2024 年度に実施した 6 件の ODA 評価における提言への対応策は以下のとおりです。

「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」を中心とした ASEAN 連結性支援の地域別評価

提言 1：複数国にまたがるインフラ整備の支援の計画および知的支援

日本はこれまでも東南アジア地域において複数国に裨益する交通輸送インフラ案件を実施してきている。現在は、例えばラオスにおいては、同国とタイ・ベトナムを結ぶ国道 9 号線を中心とした道路・橋梁維持管理やビエンチャン国際空港整備や、将来的な地域への裨益も念頭にグリッドコード整備及び系統運用体制強化支援を実施している。このような支援を通じた地域の連結性強化は、地域の更なる経済発展のほか、現地に進出する日本企業の活動基盤強化を含め日本の国益にも資するものであり、かかる支援を継続していく。また、地域における物品の取引を円滑化し、もって地域の経済活性化につなげていくとの観点から通関分野での支援は重要と考えており、現在実施中の「メコン地域連結性強化のための税関効率性強化プロジェクト」のほか、被援助国のニーズも踏まえながら今後の支援について検討していく。

提言 2：国際輸送ネットワークの制度面の改善支援

開発途上国の連結性強化に当たっては、インフラ整備と併せて、日本の知見・経験を活かした制度整備支援を実施し、各国から「信頼されるパートナー」としての評価を得てきた。特に「標準化・共通化」に係る支援については、例えばベトナムにおいて技術協力「建設事業管理制度構築能力向上プロジェクト」等を実施し、同国における土木工事分野を対象とした積算指針の作成や標準安全管理計画書の省令への反映等が行われた。日本の「信頼されるパートナー」という評価を更に確固なものにする観点からも、今後とも関係国の制度の標準化・共通化に資する支援を検討していく。

提言 3：ハードとソフト（人材育成）の組み合わせ支援

ASEAN 包括的連結性イニシアティブ等の政策も踏まえながら、有償資金協力や無償資金協力によるインフラ整備（ハード面）に、課題別研修を含む技術協力や留学生を受入れる無償資金協力を始めとする人材育成への支援を組み合わせた協力を継続していく。長期的な高度人材育成支援については本邦大学院等における長期研修や JICA 開発大学院連携等を実施していく。

提言 4：協働パートナーとして共通の課題への取組

我が国は、2023 年に改定された開発協力大綱において重点政策として掲げる気候変動、防災、デジタル等の分野における課題について、日本の知見・技術を活かしながら ASEAN に対して支援を行っている。また、日本や ASEAN 各国が直面する共通課題について、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアといった国との協働による第三国支援も実施している。さらに、かかる課題に対応するための ASEAN の組織整備を支える観点からは、例えば感染症分野においては、現在、技術協力を通じて ASEAN 感染症対策センターの設立と能力強化を実施している。また、ASEAN 事務局やメコン河委員会と連携して防災に資する広域案件を実施している。こういった支援を通じて、ASEAN 各国と協働しながら、地域の共通の課題の解決に取り組んでいく。

提言 5：ASEAN にとってわかりやすい日本の支援の整理・説明・広報

ASEAN に対する連結性支援に当たっては、ASEAN 側との双方向のコミュニケーションを密にとりながら進めて行く。それを通じ、ASEAN が策定する各種の政策文書（MPAC2025 やその後継となるべき文書を含む。）を始め ASEAN 側の考え方やニーズをしっかりと把握するとともに、当該戦略文書にあわせた形で日本側の支援に関する考え方をしっかりと説明し、相互理解を醸成するよう努める。また、人材交流・育成等を通じたネットワークの強化・拡大等により ASEAN 各国との相互理解を促進し、効果的積極的な対外発信・広報にも努める。

提言 6：ASEAN の一体性・中心性の支持・尊重

ASEAN に対する支援の実施に当たっては、引き続き、ASEAN の一体性や中心性といった原則や基本的な立場、ASEAN 側のニーズやオーナーシップを尊重しながら進めていく。

提言 7：「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP) で普遍的価値を示して国際社会をリード (法の支配や自由貿易)

FOIP と ASEAN 各国首脳が採択した「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」が本質的な原則を共有していることを念頭に、2023 年に打ち出した FOIP のための新たなプランに掲げる各種の取組を含め、海洋協力、連結性、SDGs、経済等の分野において FOIP の実現に資する ODA 支援を推進していく。とりわけ、ASEAN 包括的連結性イニシアティブは、上記プランにおいて第三の柱として掲げる「多層的な連結性」に沿った取組であると同時に日 ASEAN・AOIP 協力の重点分野でもあるところ、その点も踏まえて継続・強化していく。

ネパール国別評価**提言 1：ネパールの第 16 次計画と同国のニーズに沿った援助政策の策定と重点 3 分野への支援継続**

次期対ネパール国別開発協力方針の改定が 2026 年に予定されていることから、ネパールの開発に関する第 16 次五か年計画 (2025 年～2029 年) の重点目標やネパール側のニーズを踏まえ、現国別開発協力方針の 3 つの重点分野に対する支援継続の必要性について、外務省、JICA、現地 ODA タスクフォースで改めて検討し、効果的な支援方針策定を進める。

提言 2：プログラム内の ODA スキーム間や多様な主体 (パートナー) との連携強化及びナレッジマネジメントの強化

ネパールでの ODA 事業実施にあたっては、引き続き、事業展開計画の各協力プログラム内でのスキーム間連携や、他ドナー等との連携を強化し、開発効果の最大化を目指す。また、開発協力にかかる二国間政策協議や現地 ODA タスクフォースなどの場も活用し、日本側、ネパール側の事業関係者間での知見の共有に努め、より戦略的な事業実施の在り方を不断に検討していく。

提言 3：戦略的な人材育成・能力強化と知日派・親日派及び実施機関の積極的な参加促進

ODA 実施機関における戦略的な人材育成・能力強化に向けて、過去の優良事例やネパール側の支援ニーズを考慮しながら、日本の知見や強みを活かした協力を継続する。また、帰国研修員同窓会等の取組を通じて、人材育成奨学計画 (JDS) や JICA 長期研修生など知日派・親日派による ODA 事業への積極的な参画を呼びかけ、効果的な事業実施・フォローアップを行い、一層の親日感醸成を図る。

新型コロナウイルス感染症対策支援の評価**提言 1：緊急時にも対応できる開発途上国側の保健医療人材の育成を優先課題とする。**

保健医療課題別事業戦略 (JICA グローバルアジェンダ) のもと、「感染症対策・検査拠点強化クラスター事業戦略」においてサーベイランス体制強化のための人材育成に取り組んでいる。さらに 2025 年 4 月に策定した「保健医療サービス提供強化クラスター事業戦略」において、強靱・公平・持続可能な UHC の達成に向けた保健医療サービスの質と量の向上のための戦略として、保健人材育成を重点的に取り組む分野の一つと位置付けており、これらの戦略のもと各国への協力を進めていく。各国での事業実施にあたってはこれまでも他ドナーとの情報共有や連携を進めてきており、引き続き必要に応じた連携も含めて効果的な協力を努める。

提言 2：非常時に備える平時の情報収集体制を整える。

在外公館において、平時から現地保健当局とのつながりを築き、現地ベースでの情報収集が行える体制作りを行う。パンデミックを経て得られた知見を次の非常時に組織として有効活用するとの観点から、情報共有の方法を検討する。

JICA は実施中の技術協力プロジェクトや派遣中の個別専門家、JICA 事務所の現地職員のネットワーク等も活用し、情報収集が行える体制づくりに努めており、引き続き強化する。ただし長年の協力と信頼関係に基づき相手国政府や協力機関等から入手し得た現地情報の扱いについては配慮が求められることに留意する。また、新型コロナウイルスパンデミックの際の実務における知見の組織内での共有方法について検討する。

提言 3：保健医療分野における戦略的なパートナーシップを構築する。

ワクチンや治療薬、診断機器の開発と生産については ODA の範囲を超えて研究開発機関や民間セクターの主体性とそれに基づく連携が重要となる。幅広い関係者とのコミュニケーションを図る中で、ODA を活用した共同研究にとどまらず、両国の研究機関同士のネットワーク強化や両国の民間企業も含めた情報交換や対話を促進できるような機会の創出に努める。

提言 4：地域機関（アフリカ CDC や ASEAN 感染症対策センター（ACPHEED））との協力を推進し、能力強化を図る。

関係省庁と連携し、ASEAN 感染症対策センターに対しては専門家派遣を開始しており、技術協力を含めた支援を進めていく。アフリカ CDC に対しては TICAD9 等の機会を通じて日本の関係機関とも連携を図るなどして関係を強化していく。また、アフリカ CDC とのコミュニケーションを通じて、さらなる能力強化支援を含めた今後の協力及び連携の可能性について検討する。

提言 5：量よりもタイミングに重きを置き、機を逸さない協力が可能となるよう制度改善する。

ロジスティックスの乱れによる遅延は ODA の制度改善で対応可能な範囲に留まるものではない。その上で、外務省実施の無償資金協力では、小規模事業において機材の現地調達を可能とする方式（草の根方式）が既に運用されている。個別の状況を踏まえ、調達機材や事業規模によって最適な方式を選択しながら、適切に対応していく（なお、消耗品の購入は、事業効果の確認が困難であるため行わない）。

提言 6：現地職員のさらなる活用を推進する。

多くの国で現地職員が特定のセクターを長く担当し、その分野の専門的知見や先方政府のカウンターパートとの人的ネットワークを構築してきている。現地職員向けの研修やセクターに関する知見の共有等を通じ、現地職員の能力強化を目指すとともに新規案件形成や実施段階の事業促進などに積極的に能力発揮できるよう努める。

提言 7：国際機関との連携において、非常時に柔軟な対応が取れるよう手続を簡略化する。

緊急無償資金協力においては、ODA 予算執行にかかる国民への説明責任という観点も考慮しつつ、緊急時において迅速な支援が可能となるよう、関係者間で引き続き努力していく。

提言 8：国際機関との連携においては活動と成果をモニタリングし、日本の支援であることが明確となるよう広報を行う。

国際機関と連携した緊急無償資金協力について、活動のモニタリングをより強化できるよう取り組む。広報については、当時はコロナ禍であり平時よりも制約があったという状況を鑑みつつ、今後も効果的な広報に取り組んでいく。

「平成 30 年度対ジブチ無償資金協力（経済社会開発計画）」の評価**提言 1：本事業のフォローアップにおける JICA との協力・連携**

本事業完工後も事業実施機関であるインフラ設備省道路局（以下、ADR）に対し、JICA による技術協力や研修事業を通じた支援を実施しており、大使館は JICA ジブチ事務所と連携しながら、ADR によるジブチ - アディス回廊の整備状況と本事業の状況について情報収集に努める。

提言 2：事業効果の持続性確保のためのモニタリング（豪雨被害箇所への対策）

豪雨によるカルバート等への被害に対する ADR による対策と維持管理体制を継続して確認する。

提言 3：他ドナーとの密接な協議、連携の強化

世界銀行が 2024 年 12 月から定期的に開催しているドナー同士の意見交換の場を活用し、ジブチ - アディス回廊に関する情報をドナー間に共有する。

提言 4：案件形成にあたっての広域的な視点の重要性

ジブチの主要道路の維持管理に関する技術支援や、現在実施中のパルマレ道路橋梁建設計画による都市交通の改善により、東アフリカ地域の連結性強化に寄与しているほか、運輸交通以外の分野においても、保健セクターを始めとした広域案件の形成・実施を行っており、引き続き近隣国の動向を注視しながら、新たな案件の検討を進めていく。

提言 5：より効果的な広報の推進

2024 年にインフラ分野の支援例として同案件を紹介する [広報動画](#) を作成し、ホームページ及びソーシャルメディアにて公開しており、引き続き外務省・JICA・現地 ODA タスクフォースが協力しながら、ホームページやソーシャルメディアを通じ、ジブチにおける ODA 事業に関する広報に努める。

▶ 2023 年度提言への対応策の実施状況

2023 年度の第三者評価から得られた提言に対する対応策の実施状況（2025 年 5 月時点）には以下のとおりです。([2023 年度評価報告書へのリンク](#))

タイ国別評価**提言 1：新興ドナーとなる中進国支援の新しい在り方を検討する。**

2024 年 9 月に更新した「対タイ国別開発協力方針」の基本方針では引き続き、「包括的・戦略的パートナーシップに基づく現代的課題への対処および地域開発を牽引する協力の推進」を大目標に掲げている。JICA では、タイ国際協力機構（TICA）及びタイ周辺国経済開発協力機構（NEDA）それぞれに対し、連携案件の進捗状況・今後の連携方針について定期協議を実施している。中進国となったタイが抱える課題の解決及びこの経験を活用した周辺国への支援に関しては、技術協力や第三国研修等を活用し、取組を進めている。また、タイによるボランティア派遣（Friends From Thailand）については、2022 年度から累計 5 名を受け入れており、2024 年 2 月から、新たに釧路市にて 1 名が活動している。2023 年度に受け入れて北杜市に派遣した観光ボランティアの活動は、タイからの観光客誘致にもつながり、国内メディアの取材を通じて、地方自治体における外国人受け入れの関心を高めるきっかけとなった。

提言 2：広報の在り方を改善する。

在タイ日本国大使館の Facebook において、ODA に係るイベント情報や ODA マップ等を定期的に発信している。また、2024 年度には [現地プレスツアー](#) を開催し、インフルエンサーを含むプレス関係者を招き現地の大型 ODA 案件の視察を実施した。プレスツアー実施後に報道された件数は 20 件近くに及び、日本の ODA の実績について効果的にタイ国民の認識を高めることができた。

提言 3：第三国研修のモニタリング評価を改善する。

第三国研修にかかるテーマ別評価については、2025 年度に TICA と合同で実施中。同評価で得られた内容については、TICA とも協議の上で対外的な情報発信を行う予定。

提言 4：タイへの今後の開発協力の方向性：より良いガバナンス実現に向けた支援を強化する。

タイの OECD 加盟に向け「公的機関の効率と透明性の向上」など、OECD やタイ外務省と議論を重ねている。加えて、TICA を始めとしたタイ政府関係者と、周辺国に対するよりよいガバナンス実現に向けた方策について検討中。2025 年度からは第三国研修「メコンと南アジア諸国の投資競争力向上に向けた持続可能なビジネス環境整備」を実施予定。

バングラデシュ国別評価**提言 1：低所得層がより厚く裨益し、全国民が受益可能な経済成長を加速するため、質の高い経済基盤の拡大・整備を継続するとともに、経済成長に伴う産業・雇用の高度化・多様化を支援する。**

2024 年 8 月に発足した暫定政権との間でも産業基盤強化（多角化・高付加価値化）、都市の機能強化・環境改善、社会脆弱性の克服等を重要協力分野とする方針を確認し、実施中案件のフォローに加え、新規案件の検討・形成に努めている。具体的には、貧困率が高くかつ気候変動に脆弱なハオール地域の洪水対策・生計向上を目的とした円借款（フェーズ 2）の調査や、産業多角化・投資環境改善（含む経済特区のサービス向上やスタートアップ振興、産業人材育成強化）及び気候変動対策強化に向けた政策アクション達成を受けて財政支援を行う円借款の案件形成を実施。また、若手行政官等向けの日本留学プログラムにおいても、当該分野における政策立案能力の向上を意識した人選を図っている。

提言 2：中央省庁におけるコミットメントとオーナーシップの強化と地方への展開の基盤強化（システムと予算の手当て）により、中央レベルでの行政能力・システムの強化という成果を全国に普及させる。

地方行政強化を目的に実施中の円借款の継続案件（フェーズ 2）形成にあたり、中央政府（現暫定政権）の改革方針を郡自治体のガバナンスや制度に反映する方法について中央・地方の両行政官と定期的に議論・検討を重ねることで、中央のコミットメントとオーナーシップを引き出しつつ郡自治体の能力向上を図っている。また、検討の結果、地方自治体の包括的な行政能力向上に必要とされた支援については、新規技術協力の形成を進めている。

提言 3：より積極的に女性のエンパワメントを通じたジェンダー格差の縮小に向けた貢献ができるよう、案件形成段階でジェンダー平等の達成に貢献する方向で活動内容を精査し、モニタリングを強化する。とりわけ、雇用やガバナンス分野における女性のエンパワメントを強化する。

全案件において従来以上にジェンダー主流化の推進を意識した計画策定を行うとともに、事業評価までの各実施段階でのジェンダー格差縮小の観点からのフィードバックを次の取組や継続案件形成にいかす対応を行っている。例えば、食品安全にかかる円借款では、施設設計・建設・実施段階等でジェンダー主流化に資する施策をまとめたアクションプランを作成した。また、実施中のマイクロ保険提供能力強化に係る技術協力では、ジェンダー視点を取り入れた調査手法によるモニタリング・評価を行い、セクター横断的なジェンダー配慮や女性の裨益割合拡大等の成果を、実施中の活動内容や後続案件の計画に反映している。その他、ジェンダーに基づく暴力対策に係る国別研修等を通じ、本邦研修への女性の参加割合の向上を図っている。

提言 4：プログラムの評価の導入は有意義であり、かつ可能である。また、実際の評価にあたって、プログラムのスコープを日本の「事業展開計画」の協力プログラムに限定せず、各ドナーが参加するセクター・プログラムをとりあげることも効果的である。今後はプログラムの計画段階で分野ごとの ToC（Theory of Change）を作成し、当該分野における個々の案件の位置付けを確認し、指標を策定するなど、手法の更なる開発・発展が望まれる。

「ODA 評価ハンドブック」（2025 年 1 月改訂）に、一定の前提条件を満たす場合には、対象国政府の取組や他ドナー・国際機関などの支援も含めた効果の実現過程を明らかにすることにより、対象国のセクター全体への日本の ODA 事業の貢献度を評価するべくプログラムの評価の実施も検討する旨記載している。

JICA は 2021 年度にテーマ別評価「セオリー・オブ・チェンジを用いた開発効果調査」を実施 (https://www.jica.go.jp/Resource/activities/evaluation/tech_ga/after/ku57pq00001cdfnb-att/202110_01_ja.pdf)。セオリー・オブ・チェンジ (ToC) に関する関係者の理解が深まるよう、本調査結果も踏まえて教材を開発し、JICA 関係者向けの研修等を随時実施している。直近では専門家向け赴任前研修や PCM（プロジェクトサイクルマネジメント）全体研修で ToC セッションを実施している。

エジプト国別評価

提言 1：日本の比較優位分野へ継続的支援を実施すること

- ① 日本式教育については、エジプト日本学校（EJS）及び一般公立校において特活が持続可能な形で継続・展開されるよう、面的な数の拡大のみならず、さらなる質の向上との両立を目指し、プロジェクト・マネジメント・ユニット（PMU）を中心に運営体制の強化を図っている。
- ② エジプト日本科学技術大学（E-JUST）については、2025 年 2 月に開始した「E-JUST・日本・アフリカ科学技術イノベーションネットワークプロジェクト」において、同大学と日本・アフリカ大学の学術研究ネットワーク構築を進めるべく、共同研究の促進支援等を図っている。
- ③ 大エジプト博物館（GEM）正式開館は 2025 年 11 月 1 日とエジプト政府が決定した。これと時期を一にして、2025 年第一四半期から GEM 運営支援と教育活動展開に係る新たな技術協力を開始するとともに、第 2 四半期からは展示された遺物の維持・管理体制を強化、エジプト学・文化遺産の保存修復展示等に係る研究発信と内外の人材育成の地域拠点化を支援する技術協力を開始予定。

提言 2：情報公開の在り方への工夫の必要性

日エジプト開発協力 70 周年においては、広報動画の作成や担当閣僚の日本への招へい、寄稿や講演といった政策発信機会を捉えて 2024 年一年間を通じて対外発信を行った。特に GEM の開館に向けては、2025 年 4 月の GEM 館長招へいの機会を捉え日本国内での広報に努めるとともに、在エジプト大使館や JICA の Facebook ページを始めとする広報媒体を通じた広報に努め、エジプト社会からの好意的な評価について対外発信していく。また、実施中協力、特に GEM との連携協力に係る MOU を持つ E-JUST や EJS・エジプト日本高専（EJ-KOSEN）・就学前の教育と保育の質向上プロジェクト、JICA ボランティアと連携した広報活動展開も検討する。

提言 3：債務持続性に関するリスク管理を引き続き行う必要性

円借款事業の検討においては、引き続き、IMF、世銀等からの情報も踏まえ、厳密な審査を行っている。また 2025 年 4 月の世銀・IMF 総会において国際開発金融機関（MDBs）をはじめ幅広い関係者からエジプトのマクロ経済見通し等について情報収集を行った。

提言 4：ODA 以外の政府資金（OOF）を含めたオールジャパン支援による日本企業の進出環境を整えること

日本側各機関の間で緊密に意思疎通を行いつつ、エジプト側とは計画・経済開発・国際協力大臣を長とするハイレベル政策対話や投資・貿易大臣を長とするビジネス投資促進委員会を実施し、日本企業のビジネス環境改善に資する意見交換や働きかけを実施する。個別セクターとしては、技術協力を実施中のエジプト国税庁（ETA）が行っている税制改革につき、同事業の関係を活用し日本企業との対話促進に努める。

提言 5：円借款・本邦技術活用条件（STEP）制度が日本企業やカウンターパートにとって使いやすいように、運用上の柔軟性を高めるべき

STEP については、導入以降、本邦調達比率における原産地ルールを含め、不断の改善に取り組んでいる。しかしながら、STEP は通常の円借款よりも更に譲許的な条件で融資する制度であり、本邦調達比率は、資機材メーカー等幅広い分野の日本企業に裨益する条件を設定する必要がある。そのような点も考慮しつつ、STEP の更なる改善に向けて検討していく。

難民及び難民受入れ国支援の評価**提言 1：日本にとっての HDP ネクサス（人道・開発・平和の連携）の明確化と、より戦略性をもった支援の実施**

難民を多く受け入れているウガンダの国別開発援助方針の目標に HDP ネクサスの推進を含むとともに、事業展開計画に HDP ネクサス推進に資する案件が含まれることをフォローしている。また、HDP ネクサスのマルチ・ステークホルダー・プレッジのリード国として、HDP ネクサスに係るラウンドテーブルを 5 回ジュネーブにて開催し、ホスト国のニーズや課題を共有するとともに効果的に支援を実施するための議論を実施。外務省及び JICA 本部レベルでの情報共有も定期的実施しているほか、国際機関連携無償等のスキームを通じた現場での国際機関との連携強化も推進している。

JICA 平和構築室にて、HDP ネクサスや難民支援に係る戦略を策定中。また、事業関係部や事務所との勉強会等を不定期に実施し、戦略を現場での実施に反映できるよう取り組んでいる。また、「東アフリカ・大湖地域と人の移動と難民に係る情報収集・確認調査」を 2024 年に開始し、難民出身国における「平和（P）」につながる帰還に向けた環境整備も含めて、当該地域における難民問題の課題解決に向けた方策を整理しており、2025 年半ばに結果を取りまとめる予定。

提言 2：HDP ネクサスの強化に向けた、多様なアクター間の連携、及びそのための体制整備

外務省及び JICA 本部の HDP ネクサス担当者を中心に、グローバル難民フォーラム（GRF）のプレッジ実施状況フォローアップ等において担当部署や難民を多く受け入れている国に所在する在外公館及び JICA の担当者と緊密に連携している。

JICA は難民・避難民支援や HDP ネクサス推進のための政策アドバイザーを新たに 2025 年 5 月にケニア、バングラデシュに派遣し、現場レベルで多様なアクターとの連携を強化している。また、ウガンダには 2021 年からアドバイザーの派遣を継続中。

提言 3：迅速性、柔軟性ある制度運用

柔軟な拠出にかかる取組として、日本は国際連合中央緊急対応基金（CERF）や国際連合国別プール基金（CBPF）への拠出を継続している。JICA は難民・避難民対応に向けた JICA 内担当者向けのガイダンス・ノートを策定し、迅速かつ効果的な実施に向けた取組を推進している。

提言 4：生計向上支援の重視

バングラデシュにおいて、コックスバザール県の避難民キャンプとバシヤンチャール島の避難民、ホストコミュニティを対象に、生計手段確保に向けた職業訓練を含む包括的な支援を国際機関連携無償資金協力を通じて実施。

JICA は、引き続きアフリカの農業分野での協力において、難民を裨益対象者に含めた協力を展開中。今後は、より民間企業も巻き込む形で、難民の経済包摂を推進していく方針。ウガンダでは、技術協力「持続的なコメ振興プロジェクト」を 2024 年に開始し、難民及びホストコミュニティの生計向上への寄与が期待されている。

提言 5：日本の難民支援の全体像、特に国際機関を通じた支援の「見える化」

UNHCR 日本事務所と外務省の共催により、日本グローバル難民フォーラム・ネットワーク会合を 2 回開催し、国際機関、NGO、民間企業・団体等との連携を深めた。

JICA は、日本の NGO との HDP ネクサスに係る意見交換会を不定期に実施しているほか、関西万博におけるビジネスアイデアコンテストの実施を企画するなど、民間企業との連携も強化中。

提言 6：難民支援・HDP ネクサスに関する人材育成と登用・配置

難民支援を担当するポストの人材募集の際には、JICA のウェブサイト等を通じて広く募集を行っている。

JICA は、国連ボランティア（UNV）における難民・避難民支援分野の海外協力隊の帰国隊員派遣を引き続き強化している。

提言 7：日本国内の難民受入れの継続・強化

日本政府の方針の下で、JICA は、今後もシリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）を通じたシリア人留学生の受け入れに関し、丁寧な支援を行っていく。

「平成 26 年度対ヨルダン無償資金協力（地方産機材ノン・プロジェクト無償資金協力）」の評価**提言 1：引渡し式の実施と効果的な広報活動**

令和 6 年 8 月に令和 2 年度経済社会開発計画案件の引渡し式を実施し、引渡し式実施後にはプレスリリース、ソーシャルメディアに式の様子を投稿しており、広報効果の最大化に努めた。式典に関する記事は国営ペトラ通信、アル・ガド紙、ヨルダン・タイムズ等主要メディアに掲載された。

提言 2：文書記録の保存

案件形成過程において、内容の大幅な変更等が生じた場合は、記録を残すように努めている。在外公館においては、事業内容の大幅な変更や決定事項が生じた場合を含め、後の案件の教訓となる文書や先方政府とのやり取り等を保存・記録することに取り組んでいる。

「平成 28 年度対ヨルダン無償資金協力（経済社会開発計画）」の評価**提言 1：維持・保守管理費の支援**

案件形成過程において、相手国のオーナーシップの確保を促すために、実施機関に対して、維持管理費用の確保を含めた体制構築に努めるよう促している。

提言 2：調達手続実施要領（ガイドライン）の見直し

令和 6 年 12 月に無償資金協力（調達代理方式）に係る調達手続実施要領を公表した。

コラム

OECD-DAC 開発評価ネットワーク (EvalNet) と我が国の協力

1983年に開発評価ネットワーク (EvalNet) は、経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC) の下部組織として設置されました。パリの OECD 本部にて開催される定例会合において、各国の評価への取組を促進し開発援助の効果の促進を図るため、51の国及び国際機関（日本を含む DAC メンバー 33か国、パートナー 7か国、11の国際機関）が参加し、評価制度や評価結果等に関するベストプラクティスを共有し、評価の方法の改善等について議論しています。

1991年に同ネットワークの前身が採択し、2019年に改定した DAC 評価基準（妥当性 (Relevance)、整合性 (Coherence)、有効性 (Effectiveness)、インパクト (Impact)、効率性 = (Efficiency)、持続性 (Sustainability)) は、世界の開発援助機関の多くで評価の基礎として活用されています。外務省の ODA 評価においても、「開発の視点からの評価」では、DAC 評価基準を踏まえた評価基準（政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性）を設定しています。[DAC 新評価基準の和文翻訳](#)は、日本評価学会と協力して作成しています。また、同基準の現場での適用に関する指針をまとめた [DAC 評価ガイダンスの和文翻訳](#)を日本評価学会の監修の下作成しています。

2023年には EvalNet 設立 40 周年を記念して、DAC ノンメンバーを特別オブザーバーとして招待したセッションが OECD で開催され、62の組織から 150人以上の参加者が出席しました。参加者は、過去の評価を振り返り、評価の活用投資することの重要性や、説明責任という用語には評価結果から学び活用することへの説明責任も含まれること、また、評価プロセスにパートナー国を積極的に関与させることの重要性について同意しました。さらに、参加者からは重要な政策への影響力を高めるためにリアルタイム評価手法を探求したいという希望が表明されました。また、技術の進歩が政策形成へのエビデンスのフィードバックを加速するのに役立つと思われ、AI が評価プロセスを効率化できる方法を探ることへの関心が示されました。

我が国は、本ネットワーク定例会合において毎回のように議題に上がる、被援助国の評価能力の向上を重視しており、2001年から外務省が開催している「ODA 評価ワークショップ」をベストプラクティスとして共有しています。また、定例会合において、外務省が被援助国政府・機関などに、我が国の保健、交通、防災分野などの開発プログラム又はプロジェクトの評価について依頼して実施している取組について紹介しています。さらに EvalNet 事務局からの求めに応じて、我が国が実施した第三者評価の事例について情報を提供しているほか、定例会合において他のメンバーとの情報交換を行っています。例えば、令和 6 年度に外務省が実施した新型コロナウイルス感染症対策支援の評価に関し、同事務局が新型コロナウイルス関連支援に関する国際評価連合 (GEC) と合同で行っている評価の参考にしたいとして協力依頼があったため、データの提供など積極的に関与しており、国際評価連合による合同評価の報告書でも日本の支援の事例が言及されています。今後も同ネットワークの活動の充実、発展のために積極的に協力をしていきます。



パリの OECD 本部で開催される EvalNet 定例会合の様子



2025年2月に開催された第42回定例会合出席者の集合写真
© OECD / DAC Network on Development Evaluation, 2025.

編集後記

「評価は人と人をつなぐ取り組み」と昨年この場で申し上げました。この一年間、その意味を問い直しながら進めた取り組みの果実をお届けします。併せて、取り組みに関わっていただいたすべての方々にお礼を申し上げます。

私たちは「評価は使われてこそ価値がある」と肝に銘じています。使われるために目指すのは、評価する側とされる側が共に意を尽くす評価、北風ではなく太陽となる評価、本音と建前の壁を越える評価。

目指すものが立派でも、それだけでは目の前の現実は変わりません。変えるためにやるのが沢山あります。相手への配慮、事実の確認、論理的な検討、冷静な判断、地道な検証、膨大な下準備、丁寧なコミュニケーション……。大勢の方々にご協力いただきました。

私たちが手掛ける評価は過去を振り返る「事後評価」です。立場や考えの異なる方々と議論を重ね紆余曲折と手戻りを繰り返しました。種を蒔き育てた当時に思いを巡らせ、たわわな実を目にしました。時を超えて人と人をつなぐことが出来たと思います。評価する方々、評価される方々、周辺で支えてくださった方々、皆さまのお陰です。ありがとうございました。

評価を進めるなかで 2024 年の人たちをつなぎ、評価の結果で過去と今をつなぎ、その学びを未来に活かします。

改めて申し上げます。「評価は時間さえも超えて人と人をつなぐ取り組み」です。そのことを味わえたのは一年かけて得た貴重な収穫でした。

読者の皆様が同じ体験をしていただけるよう祈りこの小冊子をお届けします。ご紹介する個々の評価報告書とともによく噛んでお召し上がりください。多少の苦味も効いた芳醇な品々と自負しております。

大臣官房ODA評価室長
新井和久

関連ウェブサイト

- ▶ 外務省 / ODA ホームページ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>
- ▶ 外務省 / ODA 評価
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>
- ▶ 外務省 / ODA 評価ガイドライン・ハンドブック
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryoy_3_a.html
- ▶ 外務省 / ODA 評価報告書（第三者評価）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryoy/index_hyouka01.html
- ▶ 外務省 / ODA 評価年次報告書
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryoy/index_hyouka02.html
- ▶ 外務省 / 政策評価法に基づく事前・事後評価
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryoy/index_hyouka05.html
- ▶ 開発協力大綱
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_202306.html
- ▶ 外務省 / 開発協力白書
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryoy/hakusyo.html>
- ▶ 外務省 / 国別開発協力方針・事業展開計画
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjoyo_kakkoku.html
- ▶ 国際協力機構（JICA）/ 事業評価
<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>
- ▶ 経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）開発評価ネットワーク（英語）
<https://www.oecd.org/en/networks/dac-network-on-development-evaluation-.html>
- ▶ 持続可能な開発（SDGs）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>
- ▶ 持続可能な開発（SDGs）のための 2030 アジェンダ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000270935.pdf>
- ▶ 持続可能な開発（SDGs）推進本部
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/>

外務省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 Tel : 03-3580-3311 (代)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

ODA評価

年次報告書 2025

外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan